

令和5年 神奈川県議会 共生社会推進特別委員会にて
■困難な問題を抱える女性への支援について質疑いたしました。

○小野寺慎一郎委員

公明党の小野寺です。よろしくお願いたします。

私から、先行会派がこれまで議論をされてきましたけれども、困難な問題を抱える女性への支援についてお伺いをしたいと思います。

女性の貧困という言葉がメディアでしきりに取り上げられるようになってきたのは大体10年ぐらい前の話だというふうに記憶しているわけです。私も2017年(平成26年)の本会議の代表質問で、女性の貧困問題についての県知事としての認識、あるいは生活支援や就業支援などについてお聞きをいたしました。知事からは、その年に改定するかながわ男女共同参画推進プランで、困難を抱える女性に対する支援を新たな重点課題とするということとともに、男女の生活や意識における偏りや格差を明らかにするジェンダー統計を推進していく。そういった御答弁をいただいたところでもあります。

今回、困難な問題を抱える女性を支援する法律が成立して、基本計画を策定しているとのことですので、私自身の認識のアップデートも含めて、女性の抱える課題の一つである貧困問題に焦点を当てて何点かお尋ねしていきたいと思えます。

まず、困難を抱える女性の中でも、貧困というのは大変大きな課題であるというふうに思っておりますけれども、これは県としてはどのように捉えているのか、まずお伺いしたいと思います。

○人権男女共同参画担当課長

近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、女性が多くを占める非正規雇用の雇い止めですとかシングルマザーの失業率の上昇、また、DVの御相談も全国的に増加するなど、そういった状況がございました。また、貧困につきましては、とりわけ女性への影響が大きく、社会的に弱い立場にある人ほど状況が深刻化するという実態が浮き彫りになりました。

女性支援法では、困難な問題を抱える女性について、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性ということで、非常に幅広く定義をしているところでございますが、女性の経済的な貧困の問題も大きな課題の一つであると捉えてございます。

○小野寺慎一郎委員

当時、代表質問をさせていただいたんですけれども、貧困というのは自己責任だという、こういう呪縛があるわけですね。そこで自ら声を上げられないでいる女性も多い。制度はあっても、先ほど先行会派の議論の中にもありましたけれども、制度はあっても当事者になかなか届かずに、その間にどんどん貧困

が深刻化していくというようなことです。あとは、今いろいろお話がありましたけれども、やはり性暴力とかDVとか、いじめとか虐待とか、そういったことによって精神的に大きなダメージを受けて、それで家族や社会から孤立をしてしまうとか、貧困というのはそういった背景があると思うんです。私はかなり深刻な問題だというふうに思っています。当事者に実態調査を実施されたということなんですが、どういった調査を行われたのでしょうか。

○人権男女共同参画担当課長

困難な問題を抱える女性の実態を把握し、計画の内容などへつなげていくということで、今年8月にインターネットの調査を実施いたしました。

まず、インターネットアンケートのモニター登録をしていらっしゃる県内在住の18歳以上の女性約5万7,000人の方に対しまして、何らかの困難な問題を抱える、または抱えたことのある女性を抽出するという形で、困難なスクリーニング調査をさせていただきました。さらに、スクリーニングの調査で対象者の方に対しまして、基本特性であるとか生活の状況、抱える困難の内容、また、対処の状況、相談支援のニーズなどについて質問するという本調査を行うという形で、2段階で実施をさせていただきました。この2段階の調査を経まして、18歳から30代以下、40歳から50歳代以下、60歳代以上という三つの年齢区分に分けまして、それぞれ350人ずつ、合計で約1,050人の方から御回答を得させていただきました。

○小野寺慎一郎委員

そうした調査結果から、貧困という課題についてはどのように把握できたのか。そこを教えてください。

○人権男女共同参画担当課長

状況を把握させていただくために、主たる年収などについて尋ねているほか、生活意識、生活状況を把握するために、経済的困窮はかる御質問といたしまして、現在の経済的な暮らし向きについて、当事者御自身の認識をお聞きしております。御回答の中では、やや苦しいが36.2%と最も高く、大変苦しいとお答えになった18.7%と合わせますと54.9%になっておりまして過半数を占めてございます。苦しいとお答えになった方の割合は、年齢別では30から50歳代で、また、家族構成別ではお一人暮らしや二人の世帯で6割以上ということであります。また、子育て世帯のうち、母子の世帯では苦しいとお答えになった方が70.8%を占めておりまして、特に苦しいと思っておられる状況がうかがえます。

○小野寺慎一郎委員

今のはそのアンケートで実感としての貧困ということを調べたということだと思っておりますけれども、ある学識者の調査によれば、単身女性の3人に1人が総体的貧困、簡単に言えば国民の平均的所得の半分以下での生活を強いられているということなんですが、その背景というのはどんなことがあるのか、その御認識をお聞かせいただきたいと思っております。

○生活困窮者対策担当部長兼生活援護課長

単身世帯の場合は就業手段も単一であることが多く、失業であるとか休業により収入が減少した場合、また、体調不良であるとか人間関係などによって働くことが困難になったような場合に、その喪失し、また減少した収入を補填もし

くは代替する手段というのが乏しく、家計に関するリスクが高い状況にあるということが一つ言えるかと思います。特に、非正規雇用の多い女性、労働力調査によれば男性に比べて非正規の女性は2倍以上ということがございますので、非正規雇用の多い女性の場合はそのリスクが高まっている。そういったことが背景にあるというふうに認識をしています。

○小野寺慎一郎委員

今、社会に高齢化が進んで、また、お一人様という言葉があるように単身化も進んでいる。そうした中で、子供たちが自立をしていく、あるいは配偶者と死別をする、そういうことによって収入の手段を失うとか最低限度の生活を維持できない、そうした単身者も多くなってきているのではないかというふうに思います。生活保護の状況というのはどうなっていますか。

○生活困窮者対策担当部長兼生活援護課長

生活保護の高齢者世帯の状況ですけれども、まず、全県で10年前、平成24年度に4万7,522世帯であったところ、その10年後に当たる令和4年度は6万4,344世帯と1万6,822世帯増加しています。35.3%増加しています。

この内訳をみますと、単身世帯に限ってこれをみると平成24年度に4万2,655世帯が令和4年度には5万9,151世帯と1万6,496世帯増加しています。全体で1万6,822増加、そのうち1万6,496は単身高齢世帯ということですので、すなわち生活保護世帯における高齢者世帯の増加は高齢者の単身世帯の増加と行うことができる。そのような状況でございます。

○小野寺慎一郎委員

分かりました。高齢単身世帯が増加しているということですが、男女の動向、これはどうなっていますか。

○生活困窮者対策担当部長兼生活援護課長

高齢単身世帯だけを取り出した男女別のデータというものは実は私ども持ち合わせていないんですけれども、生活保護受給者全体の年齢別かつ男女別の人数を見ていきますと、男性の65以上の高齢者は令和2年をピークに高止まって、今、微減傾向にあります。一方で、女性の高齢者、女性の65歳以上の高齢者は増加が今も続いておりました、女性の高齢者が困窮に陥りやすい実情というものを表していると受け止めております。

○小野寺慎一郎委員

高齢単身者というと、女性のほうが長生きをするということもあるから絶対的な人数も多いのかなと思うんですけれども、高齢の女性ですね、今お話のあった、とりわけ高齢単身女性というのは男性と比べて貧困に陥りやすいと。今いろいろお話の中で、例えば非正規雇用の状況、非正規雇用で働いていた期間が長い。ただ、男性と比べて全体的な就労期間も恐らく短い多いんだろうと。あと、賃金も男性と比べて概して低いということがあれば、当然、低年金というんですか、年金の受給も低いのかなと。そのぐらいのことは想像がつくんですけれども、なぜその高齢単身女性が男性と比べてそこまで貧困に陥りやすいのか、理由もいろいろあると思うので、そこを教えていただければと思います。

○生活困窮者対策担当部長兼生活援護課長

今、委員御指摘ありました背景というのは我々も一つの理由として考えており

まして、例えば経済的な面で申し上げますと、女性は男性に比べて、先ほど申し上げたとおり非正規労働者が多く、非正規労働者の場合はおおむね30代が収入のピークになっている。そして、その後減少していくという、年齢に伴って減少していくという、そういった傾向がある。また、委員も御指摘ありましたが、社会保障の面からみますと、非正規労働者の多くや自営業者、またその配偶者や専業主婦であった方々の中には、加入年金が国民年金のみの場合があり、その場合、御案内のとおり月額は今6万6,000円程度ということになっております。未納期間がある場合はさらに減額されることがありまして、平均受給額は5万円台というふうにもいわれております。

そうした中で、他の収入でありますとか家族からの仕送りが無いという単身世帯の場合は、先ほど申し上げました家計のリスクというのがやはり高い状況にありまして、貧困に陥りやすい状況にあるというふうにも認識をしております。

○小野寺慎一郎委員

そうですね。本当に国民年金だけだと平均受給額というのは5万円そこそこという、そういうデータも拝見をしましたがけれども、なかなか生活を維持していくのには大変なんだろうと思います。

女性の貧困率でみると、単身世帯の次にひとり親世帯、この貧困率が高くなっているということですが、そちらのほうの生活保護の状況というのはいかがですか。

○生活困窮者対策担当部長兼生活援護課長

生活保護の統計上に母子世帯という類型がございまして、この母子世帯の平成24年度は全県で9,106世帯であったところ、令和5年4月、直近ですけれども5,270世帯と実は大きく減少をしております。これは、ひとり親に対する就労支援でありますとか、とりわけ子育て支援の進展によるものというふうにも認識をしております。ただし、今ひとり親世帯の収入は総体的に低いということが指摘されておりますので、引き続き丁寧な支援が必要であるというふうにも受け止めております。

ひとり親、母子世帯の場合、生活保護をかつて平成24年度以前はお子さんをどうしてもどこにも預けられなくて働くことができないということが保護を受ける理由になっている方が多かったわけですがけれども、少しずつ少しずつ預ける先も増えてきたというところで、働くこともできるようになってきたというふうにも現場からは聞いております。

○小野寺慎一郎委員

我が国は、ひとり親世帯の就労率というんですか、これが非常に高いという話も聞いていますので、ある意味では政策の効果が出てきているのかと思います。が、ひとり親家庭の現状と課題について改めてお伺いしたいと思います。

○子ども家庭課副課長

ひとり親世帯、特に母子世帯の平均所得は、全世帯や子供のいる世帯と比較いたしまして非常に低い水準となっております。母子世帯は非正規雇用の割合が高いことに加えまして、離婚した相手方からの養育費が不払いとなっているケースが非常に多うございます。国が令和3年度に行った全国ひとり親世帯等調査結果報告によりますと、母子世帯のうち、養育費を受けたことがないと回

答された割合が 56.9%、6 割近くがそういった状況にございます。このように母子世帯は経済的に非常に厳しい環境にあると言えます。

○小野寺慎一郎委員

今御答弁いただいたその養育費、この確保についてはどういった支援があるのでしょうか。

○子ども家庭課副課長

県では、藤沢にございます母子家庭等就業自立支援センターにおきまして、養育費の確保のためのセミナーですとか相談を実施してございます。令和 4 年度からは、離婚手続きで決められた養育費の支払いがない場合に強制執行の制度が利用できる公正証書の作成費用を助成してございます。また、今年度から新たに、養育費の取り決めや養育費が不払いとなった場合の強制執行を弁護士に委任する費用ですとか、保証会社と養育費保証契約を締結する際の費用についても助成してございます。こういった取組で養育費の確保に向けた支援を強化してございます。

○小野寺慎一郎委員

実効性のある施策を遂行していただければいいと思います。

それでは、これまで高齢単身女性、あるいはひとり親家庭が困難を抱えて大変厳しい状況にあるということを確認させていただいてまいりましたけれども、策定中の計画ではどのように支援を行っていくお考えなのでしょうか。

○人権男女共同参画担当課長

中高年層やひとり親家庭も含めまして、幅広く困難を抱える女性を当事者のニーズに沿って支援していくには、女性支援の制度だけではなく、関係機関や民間団体と連携しながら、様々な分野の制度を活用していく必要があると考えてございます。今回策定する計画では、県営住宅をはじめとした住まいの確保であるとか、ハローワークと連携した就労支援、また、生活保護などの経済的な支援のほか、母子・ひとり親家庭の支援などに取り組むことといたしまして、それぞれの支援施策をコウセイ事業として位置づけてまいります。

コウセイ事業として位置づけた生活困窮者向けの支援施策やひとり親を対象にした支援施策なども活用しまして、困難を抱える方一人一人に合った支援を行っていきたいと考えております。

○小野寺慎一郎委員

今私が触れた貧困という課題だけでも、様々な分野の連携が必要だということを理解いたしました。困難な問題を抱える女性全体へはどう対応していくのか。これは先行会派の議論の中でもお尋ねがありましたけれども、改めてお伺いをしたいと思います。

○人権男女共同参画担当課長

女性支援法では、関係機関との連携・協働が法の理念として掲げられているところでございます。県としても当事者目線に立って、切れ目ない包括的な支援を行っていく上で特に大事なことと受け止めてございまして、基本理念や重点目標のほうにも明記をさせていただいております。

具体的には、女性支援法で規定されました困難な問題を抱える女性に かつ適切な支援を行うために、関係機関等により構成される支援調整会議で情報共有を

行い、また、支援内容や支援の方向性を協議することなどにより、市町村や民間団体のほか、保健医療関係、就労支援関係など様々な関係機関と連携をして、女性支援にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○小野寺慎一郎委員

今回の女性支援法の施行に伴って、こうした女性の貧困という課題も女性が抱える困難の一つとして、様々な機関が連携して支援に取り組んでいくということでもあります。私は当初、この課題を取り上げようとしたときに、女性の貧困の問題というのは専ら就労の問題だから、という、そういう意見があるぐらいだったので、やはり隔世の感があるなという感じはしています。

女性をめぐる状況というのは、現在もしておりますし、引き続き、女性の実態、そしてニーズを把握して、女性が安心して自分らしく暮らすことができるように様々な施策を進めていただきたいということ。それと、2017年の代表質問、知事から、こうした問題の根底には固定的性別役割分担意識、それががあるので、それを解消していくという中長期的な視点も必要なんだというような知事の御所見もいただいたわけですので、そうしたことにも引き続き取り組んでいていただきたいと要望して、私の質問を終わります。